



日本語

Claris FileMaker Go ソフトウェア使用許諾契約

Claris ソフトウェアを使用される前に、本ソフトウェア使用許諾契約(以下「本契約」といいます)をよくお読みください。当該 Claris ソフトウェアをご使用になることで、本契約の各条項の拘束を受けることに同意されたこととなります。本契約の各条項に同意されない場合は、当該ソフトウェアをインストールまたは使用、もしくはその両方を行わないでください。

重要な通知: このソフトウェアは、マテリアルを複製するために使用する場合に限り、著作権のないマテリアル、お客様が著作権を有するマテリアル、または複製を許諾されたか法的に認められたマテリアルについて複製するためにのみお客様に対して使用許諾されるものです。お客様が、マテリアルの複製権に関してご不明な点がございましたら、お客様の法律上のアドバイザーにご連絡ください。

1. 総則

(a) Claris の Claris FileMaker Go(以下「FileMaker Go」といいます)ソフトウェア、コンテンツ、ソフトウェアに添付されている書類ならびに一切のフォント(以下「ソフトウェア」と総称します)は、Claris International Inc. および/または Claris International (以下「Claris」と総称します)が、お客様に対して、本契約条件に従う場合に限り使用を許諾するものであり、販売するものではありません。また、Claris または Claris のライセンサー、もしくはその両方は、ソフトウェア自体の所有権を保持し、お客様に非明示的に付与した権利の全てを留保します。

(b) Claris は、独自の裁量により、お客様が保有する互換性のある Apple ブランドの iOS デバイス用にソフトウェアの将来のアップグレードまたはアップデート版を提供する場合があります。アップグレードおよびアップデート版がある場合、それは必ずしも既存のソフトウェア機能または Apple ブランドの iOS デバイスの新モデルに Claris がリリースする新機能をすべて含むとは限らず、Claris の裁量により、有料または無料で提供されることがあります。本契約の条項は、アップグレードやアップデートが別の契約条件を含まない限り、オリジナルのソフトウェア製品を取り替えるか追加するソフトウェアアップグレードまたはアップデートに適用されます。

2. 許諾された使用方法及びその制限

(a)本契約の各条項に従い、また App Store 販売規約に定める「使用規約」に認められる範囲で、お客様は、お客様が所有または管理する互換性のある Apple のブランドを付した iOS デバイスにソフトウェアをインストールして使用する制限付き譲渡不可能なライセンスが付与されます。お客様は、ネットワーク上で配布または複数の機器が同時に一つのソフトウェアを使用できるようにすることはできません。お客様は、ソフトウェアのレンタル、リース、貸与、販売、再配布またはサブライセンスを行うことはできません。お客様は、Claris のボリュームライセンスプログラムまたはサブスクリプション契約(例えば、年間サイトライセンス契約、年間ボリュームライセンス契約、Claris FileMaker Cloud 利用規約等)においてアクセス権を購入されている場合には、Claris FileMaker Server または Claris FileMaker Cloud に保存されたデータをアクセスするために本ソフトウェアをお使いいただけます。該当の Claris ボリュームライセンス契約の条項が当該アクセス権に適用されます。

(b)お客様は、ソフトウェアもしくはこれにより提供されるサービス、またはこれらの一部について、複製(本契約および「利用ルール」に基づき明示的に許可される場合を除きます)、逆コンパイル、リ

パースエンジニアリング、逆アSEMBル、ソースコード導出の試み、修正、暗号解読、または二次的著作物の創造を行うことはできないものとし、これらの行為を行わないことおよび、他者がこれらの行為を行うことを可能ならしめないことに同意するものとします(ただし、上記の制限が適用法により禁止される場合、およびソフトウェアに含まれるオープンソースコンポーネントの使用に適用されるライセンス条件により許可される場合を除くものとします)。このような行為を試みることは、Claris およびソフトウェアのライセンサーの権利を侵害することになります。

(c)ソフトウェアは、著作権のないマテリアル、お客様が著作権を有するマテリアル、または複製を許諾されたか法的に認められたマテリアルを複製するために使用する場合に限り、マテリアルの複製に使用できます。ソフトウェアにより表示されるか、アクセスされるコンテンツの所有権および知的財産権は、それぞれのコンテンツ所有者に帰属します。これらのコンテンツは、著作権またはその他の知的財産権に関する法律もしくは条約によって保護されることがあり、当該コンテンツを提供する第三者の使用条件に従っていただくことがあります。本契約は、これらのコンテンツを使用するいかなる権利もお客様に許諾するものではありません。たとえば、本ソフトウェアまたはサービス(テンプレート、テーマ、またはユーザガイドとチュートリアルに含まれるデジタル画像を含みますがこれに限定されません)の一部として Claris やそのライセンサーもしくはその両方によって提供されている保存された写真、画像、図、クリップアート、絵または同様の資産(以下、「デジタル画像」といいます)を、本ソフトウェアの外部において単独で、商用またはその他の目的のために、抽出および配布してはなりません。

3. お客様による Claris ソフトウェアの使用に関する情報は、いかなる場合においても、Claris のプライバシーポリシーに従って取り扱われます。当該プライバシーポリシーは <https://www.claris.com/ja/company/legal/> にてご確認いただき、参照することによって本ライセンスの一部となります。

4. 契約期間 本契約は、終了するまで有効です。本契約に基づくお客様の権利は、本契約条件のいずれかにお客様が違反した場合、Claris が通知をすることなく、自動的に終了するか、または失効します。本契約の終了に伴い、お客様は、ソフトウェアの使用をすべて中止し、ソフトウェアの原本および複製物を、その全部または一部を問わず、すべて破棄しなければなりません。本契約の 5 条、6 条、9 条、および 10 条は、当該終了後も存続します。

5. 保証の否認

5.1 お客様が消費者(取引、ビジネス、または仕事以外でソフトウェアを利用する人)の場合、お客様は、以下の制約の適用を禁じる居住国の法律上の権利を持つことがあり、禁じられている国においては以下の制約はお客様に適用されません。権利についての詳細は、地域の消費者相談機関にお問合わせください。

5.2 適用法が禁じない範囲において、お客様は、ソフトウェアおよびサービスを使用する上での危険はお客様のみが負担し、十分な品質、性能、正確性および努力に関する包括的危険は、お客様にあることを明確に認識し同意します。

5.3 適用法が許可する限りにおいて、ソフトウェアおよびサービスは、すべての瑕疵を問わずかつ一切の保証を伴わない「現状渡し」で提供され、Claris および Claris のライセンサー(本契約 6 条および 7 条において「Claris」と総称します)は、ソフトウェアおよびサービスに関するすべての明示の、黙示のまたは法令上の保証および条件を明確に否認し、当該保証および条件は、商品性、十分な品質また特定の目的についての適合性、正確性、安居権および第三者の権利を侵害していないことを含みこれに限られません。

5.4 Claris は、本ソフトウェアの娯楽性の妨害、ソフトウェアが含む機能およびソフトウェアにより実行、提供されるサービスがお客様の要求を満足させるものであること、ソフトウェアまたはサービ

スが支障なくもしくは誤りなく作動すること、ソフトウェアまたはサービスが第三者のソフトウェアと互換性があること、またはソフトウェアまたはサービスの瑕疵が修正されることを保証しません。

5.5 お客様は、さらにソフトウェアおよびサービスによるコンテンツ、データあるいは情報の障害、エラーあるいは不正確性が死、傷害、あるいは重大な身体あるいは環境に対する損害を引き起こすような、原子力施設、飛行機運航あるいは通信システム、航空管制、生命救助あるいは武器システムを含みこれらに限らない状況や環境においてソフトウェアおよびサービスを使用することが意図されるものでなく、適切でないことを確認します。

5.6 Claris または Claris の権限ある代表者の、口頭もしくは書面による情報または助言の一切は、新たな保証を行うものではありません。ソフトウェアまたはサービスに瑕疵があると判明した場合、お客様が、すべてのサービス、修理または修正に要する全費用を負担します。黙示の保証の免責または適用のある消費者法令上の権利の制限を法的に認めない地域において、上記の免責および制限は、お客様に適用されない場合があります。

6. 責任の制限 適用法が禁じない範囲において、Claris は、ソフトウェアあるいはサービスの使用もしくは使用不可に起因するかもしくは関連する、逸失利益、データの破損または消失、仕事の中断またはその他の商業的損害または損失等を含む、人体損傷または付随的、特別の、間接的または二次的損害等について、責任論(契約、不法行為等)に関係なく、いかように発生し、Claris が当該損害の可能性を示唆していた場合においても、一切の責任を負いません。人体損傷、付随的または間接損害に対する責任の制限を法的に認めない地域において、本制限は、お客様に適用されない場合があります。いかなる場合も(人体障害を含む場合に適用法が求める場合を除いて)、すべての損害に関するお客様に対する Claris の賠償責任総額は、5 米ドルを上限とします。上記の救済が本質的目的を達成できない場合でも、前述の制限が適用になります。

7. 輸出管理 お客様は、アメリカ合衆国の法律およびソフトウェアが取得された国の法律が認めている場合を除き、ソフトウェアを使用または輸出もしくは再輸出することはできません。特に、例外なく、ソフトウェアを、次のいずれの者に対しても、輸出または再輸出を行うことはできません。(a) アメリカ合衆国の通商禁止国 (b) アメリカ合衆国財務省の特別指定国リスト (list of Specially Designated Nationals) またはアメリカ合衆国商務省の拒否人名リスト (Denied Person's List or Entity List) 上の一切の者ソフトウェアを使用することにより、お客様は、上記国家に住居を定めていないこと、あるいは上記リストに該当するものではないことを表明および保証するものとします。また、お客様は、お客様がアメリカ合衆国の法律で禁止されている目的でソフトウェアを使用しないことに同意していただいたものとし、当該目的には核、化学兵器もしくは生物兵器の開発、設計、製造または生産を含みますがこれらに限定されません。

8. エンドユーザが合衆国政府である場合ソフトウェアおよび関連文書は、「商業コンピュータソフトウェア (Commercial Computer Software)」 「商業コンピュータソフトウェア文書 (Commercial Computer Software Documentation)」 から構成される 48 C.F.R. 2.101 で定義する「商業品目 (Commercial Items)」であり、当該用語は、48 C.F.R. 12.212 または 48 C.F.R. 227.7202 で使用されています。48 C.F.R. 12.212 または 48 C.F.R. 227.7202-1 から 227.7202-4 に呼応して、商業コンピュータソフトウェアおよび商業コンピュータソフトウェア文書は、アメリカ合衆国政府のエンドユーザに対して、(a) 商業品目としてのみ、かつ (b) 本契約条件に従ってその他のエンドユーザ全てに付与される権利のみを伴って、使用許諾されるものです。非公開の権利は、アメリカ合衆国の著作権法に基づき留保されています。

9. 準拠法および契約の分離性 本ライセンスが購入された国に Claris の現地子会社がある場合、子会社が所在する現地法が本ライセンスに適用されるものとします。それ以外の場合、本契約は、法の抵触に関する法理を除いて、カリフォルニア州法が適用され、これに従って解釈されるものとします。本契約は、明示的に排除しているアプリケーション、国際売買契約に関する国連規約は適用されません。何らかの理由により、管轄権を有する裁判所が本契約のいずれかの条項またはその一部について効力を失

わせた場合であっても、本契約の他の条項または部分は、依然として完全な効力を有するものとします。

10. 完全合意、適用言語 本契約は、Claris ソフトウェアに関するお客様と Claris の合意のすべてを定めるものであり、本件に関する、従前の取決めに優越するものです。本契約の改訂および変更は、当該改訂および変更が書面によりなされ、かつ Claris が署名した場合を除き、拘束力を有しません。本契約書の翻訳は、地域の必要に応じて行われるものであり、英語版とそれ以外の言語版とで差異矛盾がある場合、お客様の法域における現地法が禁止しない範囲で、英語版の本契約書を適用するものとします。

11. 第三者の承認 ソフトウェアの一部には、第三者のソフトウェアおよびその他の著作物が利用されまたは含まれております。当該著作物に関する責任の引受け、ライセンス条項および権利の拒否に関する事項はオンライン上の <https://www.claris.com/company/legal/third-party-acknowledgements.html> に記載されているか、または当該著作物に添付される場合があり、お客様の当該著作物の使用についてはそれらの各条項が適用されるものとします。